

1. 件名:「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請(廃樹脂処理設備共用化等に伴う変更))【2】」

2. 日時: 令和4年8月4日(木) 10時33分~11時37分

3. 場所: 原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官※、西内安全審査官、大塚安全審査官

関西電力株式会社:

原子力事業本部 原子力企画部門 総務グループ リーダー※

他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料:

- ・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料 【廃樹脂処理装置他の共用化及び原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれ、これから関西電力、保安規定変更認可申請、廃樹脂の共用化に係るものを、
0:00:11	廃樹脂処理設備の共用化に係るもののヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:16	それでは高浜発電所の方から、まず前回のヒアリングでの事実確認事項に対しての説明からお願いします。
0:00:27	はい。関西電力仲野発電所の空き棟です。私の方から説明させていただきます。前回、7月22日のヒアリングにおきまして廃樹脂処理装置ほかの共用化に係る案件につきまして6件のコメントをちょうだいしたと認識しております。
0:00:47	本日はその6件のコメントに対する資料への反映内容をと、あと、1点、その他、NRAさんの方から、鬼頭さんの方からいただいたコメント1件に対して
0:01:03	1点資料の充実化を図っているところがありますのでその1点と合わせて計7件、対応内容についてご説明させていただきます。
0:01:15	まず1点目です。
0:01:17	前回のヒアリングでパワーポイント資料7ページに、
0:01:22	通し番号でいうと、本日の資料では10ページのところになりますけれども、
0:01:27	こちらの変更前の図にあります、屋外のところの四角い部分、
0:01:36	こちらは総務を保管していた箇所というところで、こちらのひさし部分が工事により削除されているというふうにご説明させていただきました。こちら、この久しいが削除されている点について当該箇所が記載してあることを、
0:01:50	資料中に対応するというのでコメントいただいておりますので、こちらのサポートペーパーポイント7ページにあります通り、寿
0:02:01	及びその側壁がありますので、及びその側壁の提供という形で記載させていただきました。
0:02:09	その他も同様にですね変更箇所がわかりやすいように、
0:02:13	壁の屋内の壁の撤去ですとか、あと変更におきましても話の拡張というところで図の中で変更になっているところを明記させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	と同様にですね、パート分1ページ前、パワーポイント資料、ページで言うと6ページのところになるんですけども、こちらに関しましても同様に、管理区域の変更に、
0:02:38	ついて説明している資料でありますけれども、
0:02:41	7ページ同様に、変更箇所を明記させていただくという形で、変更後において遮へい機の増設をしたというところが、わかりやすく、記載しております。
0:02:53	続きまして2点目のコメントといたしまして、
0:02:57	補足説明資料の落としページ73ページの方で、やはり高浜34号の使用済みぜび貯蔵タンクの作動量が過去蓄積の全量である旨を記載するという点についてコメントいただきました。
0:03:13	その資料反映といたしまして、
0:03:18	ちょっとページが変更認識になっておりますけれども、
0:03:22	補足説明資料を1、通し番号で言うと77ページのところですね。
0:03:31	衛藤さん4号の使用済み自重堂本部の累積と同量を約70、70平米というところに米印を打ちまして、表の下部のところに、
0:03:41	運転開始以来発生した高線量値の全量を貯蔵していると。
0:03:45	いう。
0:03:46	こういう記載を追加させていただいております。
0:03:51	続きましてコメント内容の3点目でございます。
0:03:57	今度資料の方にちょっと戻らしていただきまして、ポイント資料理由、2ページのところですね。
0:04:07	井出氏の移送流路のところで、はい。
0:04:12	34号から移送してきた、使用済み樹脂が入る1タンクに入るラインと、ID処理装置のファールライン、二つのラインがあるんですけどもそれ設計理由を、
0:04:26	を説明するという点で、説明することということでコメントいただきました。
0:04:31	こちらの内容につきまして
0:04:35	この資料の2ページの青い吹き出し部分のところに記載させていただいております通り、
0:04:41	入れし創立装置での処理状況や、廃油所蔵タンクの空き容量を考慮して、効率的に処理できる設計としておりますのでその旨、追記させて、記載させていただいております。
0:04:54	続きましてコメントの四つ目ですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:59	パワーポイント資料の4ページのところで、被疑した部分、
0:05:08	すいません江藤本店の変更内容のところなんですけれども、
0:05:14	放射線管理課長発電室長が、構内運搬により排水処理装置または第1タンクに移送すると、というような記載として主語が二つ登場するんですけれども、これらの責任分担というものは、
0:05:29	どうなっていますかというご質問があって、保安規定第5条の職務分担に基づく運用であるというふうに回答させていただきましたので、その旨がわかりやすくなるように、資料中に明記すると。
0:05:42	することということでコメントいただきましたので、パワーポイント資料の3ページの4ページに、その旨を記載させていただいております。具体的には、
0:05:53	まず、ポイント集の3ページ目の方につきましては、右側に記載させていただいている作業ステップというところの表。
0:06:04	の部分、方針させていただいております。
0:06:07	鍵確保で保安規定第5条に基づく分担というふうに追記させていただいており、各、①から⑤のステップでございますが、
0:06:17	これらの作業が主に発電室長放射線管理課長どちらが技師するかというところを明記させていただいております。
0:06:27	その表の下に参考として、保安規定第5条の記載の方を抜粋したものを載せさせていただいております。
0:06:34	同様に明日のミカタパンフレット資料の4ページの方も同様に、右下の
0:06:44	保安規定の本文が実際その図で良い、どこの処理をしているかというようなことを説明したようになりますけれども、
0:06:55	その①の中で放射線管理課長と発電しようという、主語について、
0:07:04	これら2課長が、2回室長が、保安規定第5条の職務分担に基づいてそれぞれの業務を実施すると、いうことを明記させていただいております。
0:07:16	続きましてコメントの5番、五つ目でございます。パワーポイント資料の
0:07:25	失礼いたします。排水の移送作業の具体的な操作イメージ。
0:07:31	を記載すると記載することというコメントをいただいておりますし、先ほどの右肩3ページのところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:43	埋葬方法の概要のほうを示させていただいておりますが、実際にその現場で、
0:07:50	被ばくを考慮してし、
0:07:54	作業の方を行うということ、後、口頭で説明させていただいたんですけれども、その操作イメージを具体的に記載することということでコメントいただきましたので、
0:08:06	そちらにつきましては、パワーポイント資料の21ページ20ページ、通し番号で言うと24、25ページの方に資料を記載させていただいております。
0:08:22	こちら具体的にご説明させていただきますと、まず右肩、パワーポイント資料の21ページ目でいうところでございますけれども、
0:08:32	こちら3号炉側の
0:08:35	操作イメージについて記載させていただいております。
0:08:40	まず①といたしましてまず使用済み樹脂貯蔵タンクから使用済み樹脂計量タンク、油脂を計上する操作について、簡単に概要を報告します。
0:08:52	させていただきます。
0:08:54	まず、地震の定量前準備ということで、こちらに関しましては、遮へい域の外の弁開放等を、
0:09:02	行うことによって、手動による系統ラインナップのほうを行います。
0:09:07	続いて貯蔵タンクの方から計量タンク以降に実施を計上するんですけれども、
0:09:14	実際ですが、一を通る際にはですね、遮へい的に概要、
0:09:20	から操作ができるように、操作盤による車域内のOVの会議とするような設計にしておりますそのような形で実施の、
0:09:30	オノの供給を開始するような形をとらせていただいております。
0:09:37	操作につきましては、図の真ん中あたりにありますように、
0:09:43	輸送容器の隣に操作盤を置きまして、こちらから遠隔操作できるような人、しております。
0:09:53	続いて使用済み計量タンクからありそう要否に、この樹脂を輸送する場合ですけれども、こちらも同様に、樹脂を輸送するタイミングにおきましては遮へいの中に人が立ち入ることがないような形で操作できるようにしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:11	具体的には、地震の輸送前準備というところで、その容器の配管接続等を行ったり、あとその他、手動による系統ラインナップのほうを行います。
0:10:26	樹皮の遺贈を実施する際には、謝礼的なものを弁をを開放する必要がありますが、こちらにつきましても操作盤によりまして、
0:10:34	壁の中のオオブを開けるということで実施、移送開始できる設計としております。
0:10:43	その後、京王観光の線量率付の線量ということで、熊タンクの壁とかについた樹脂とかがもしあれば、それが被ばくの要因にもなりますのでそういった、
0:10:54	ところを診療するというような手順も、と考えておりますけれども、そちらにつきましても、この遮へい器の中で、そうすることがないように、
0:11:05	操作盤によるMVの改正ですとか、手動による、
0:11:11	電気がーオオブの改訂操作によって、操作を行う、行えるような設計としております。
0:11:20	続きまして右肩の22 ページ目のところですがけれども、こちらにつきましても、これにつきましては、廃樹脂貯蔵室側の操作、
0:11:29	について記載させていただいております。
0:11:34	基本的にはこちらにつきましても線量の高いエリアで作業をすることがないように、な設計とをしております。
0:11:44	具体的には、次の相馬準備ということで、
0:11:47	主導による輸送容器の配管接続ですとか指導による系統ラインナップを行います。
0:11:55	で、その後、輸送容器ですか木曾ガス開発につきましても、手動により、社員以外から行う。
0:12:03	行えるような形としておりまして、実際に受診移送する際は、遮へい力の中にあるオオブの方を操作盤による開操作における深層を開始できるような設計としております。
0:12:19	磯子の温泉場です。センリョウ排水操作につきましても、
0:12:25	射撃が家に置いて英文の開閉操作をすることにより実施可能というような設定をしております。
0:12:32	以上が、移送作業の具体的な操作イメージを示したところの説明になります。
0:12:39	続いて、六つ目のコメントを、につきまして説明いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:48	今回使用済み樹脂形状関空の一掃に関する操作におきましては先ほどご説明したように、しゃへい利益の中に書いて
0:13:03	操作することはないというふうにご説明いたしましたが、実際にその計量タンクを保全する場合には、実際に人がその射撃の中に立ち入って、作業する必要があるということで、その際の作業計画、作業管理方法、
0:13:19	あと想定被ばく量等についてのご説明を審査資料に反映するというのを、
0:13:24	についてコメントいただきました。
0:13:26	こちらにつきましては、パワーポイント資料の23ページ目、途中、
0:13:32	ページ番号の26ページ目のところに、資料を1枚追加させていただいております。
0:13:40	まず、計量タンクの作業計画になりますけれども、こちらにつきましては、
0:13:46	今のところは、その他の廃棄物処理設備系のタンクと同様な頻度の項目の点検を実施するというのを計画しております、
0:13:58	具体的には1F1燃料サイクルの頻度で外観点検、
0:14:03	10年度サイクルの頻度で開放点検を行うことを考えております詳細な点検内容は別途保全指針にて今後定めていく。
0:14:11	落としております。
0:14:14	続きまして作業管理方法なんですけれども、
0:14:17	こういった管理区域内での作業実施に当たりましては、作業場所や、その想定される各線量等について放射線、そういったその放射線管理方法について定めた、
0:14:30	放射線作業計画書を前に作成し、放射線管理課長の承認を終えた上で作業を実施することになっておりますので、
0:14:38	そのような武器に基づいて作業管理を行っていきたいというふうに思っております。
0:14:47	想定される被ばく線量なんですけれども、使用済み樹脂の形状タンクは先ほど具体的なその詳細イメージで説明させていただいた通り、次の移送の都度ですね、洗浄を実施することにしておりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:04	当該タンクを点検する際にはタンクに石が残存していることはないというふうに考えられます。ですので作業における被ばく線量は軽微であると予想されます。
0:15:17	はい。以上で宿題でいただいて質問等を六つについて配付をさせていただきました。
0:15:24	とあともう1点なんですけれども、前回の
0:15:30	ご質問の中で変更理由で排除しそういう装置他というふうにあります。こちら何を指しているんですかというふうなご質問いただきまして、前回7月20日の回答では、廃樹脂貯蔵タンク、10処理装置のほか、
0:15:45	丹羽井手1部及びもしくは、廃液タンクがありますというふうにご回答させていただきました。
0:15:53	こちらの回答についてですね、許認可上のちょっと説明の方、どのように説明して、
0:16:03	確認したところ、大瀬許認可の方で、他にも共用化を受けている設備というものがありません。
0:16:13	ありますので、そちらについてこちらの、本日の資料にも、明確にわかるように記載させていただいております。
0:16:23	あと許認可上のその設備の整理というところもあわせて、この保安規定の中でもちょっと整理をさせていただいております。
0:16:32	具体的なない箇所ですけれども、ワークポイント資料の2ページ、通し番号の5ページ目ですけれども、こちら、配置ゾウシツ廃止処理建屋、
0:16:44	アフィリエイトパンク等、あと設備の右方に米印が行かせていただいておりますが、この認可上ではこちらの右から、こちらの米印をついた設備が、
0:16:55	共用化させて、強化しているという状況を
0:17:00	記載させていただいております。
0:17:03	また、許認可上の整理では、濃縮廃液タンクというものは廃樹脂処理装置の中に含まれる、設備の一部ということに、
0:17:14	なっておりますので、そこをがわかるような書き方の方に充実化させていただいております。
0:17:24	続きまして、他に反映させていただいてるページとしてパワーポイント資料の24ページ目、募集番号で言う、27ページ目でございますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:35	こちら、大分認可の時に整理した共用化範囲について記載させていただいております。
0:17:46	認可上の既設設備の共用範囲の考え方としましては、設計方針の変更がある設備を対象に強化を図ることをしており、今回申請の設計方針変更が設備としましては、1 処理装置は1 週間とか、
0:18:00	あるということで、このように整理しておりますけれども、
0:18:05	今回の場合につきましては、廃樹脂貯蔵室及び廃棄処理が、要は、独立して設置されていること、及び建屋の主たる設備を共用するものであることから、
0:18:15	この配慮書同士や、
0:18:18	及びカトウの設備についても同様な範囲をしております。こちらにつきましては、許認可の方でこのように整理するというふうに説明しているものを、
0:18:30	でございます。
0:18:32	同様にですね、補足説明資料の1℃、
0:18:37	ページ番号の84 ページの方にも、
0:18:40	同様のホーム上の方、
0:18:43	追加させていただいております。
0:18:49	はい。前回のコメントでいただいたコメント回答及びベンチャーの自立化に関する説明については、以上でございます。
0:19:01	はい規制庁西内です。
0:19:04	それでは規制庁の方から事実確認を進めたいと思いますが何か規制上か、うまくありますか。
0:19:14	規制庁大塚です。
0:19:17	先ほどご回答いただいた、
0:19:20	部分についてなんですけども、審査資料の26 ページをお願いします。
0:19:33	今回26 ページの方に使用済み樹脂計量タンクの保全について、
0:19:39	というページを追加して、
0:19:41	いただいて、回答いただいたんですけども、
0:19:45	ここに書いてある放射線作業計画書というものには、
0:19:49	実際の計画線量として具体的な数字は設定されてるんでしょうか。
0:19:55	説明をお願いします。
0:20:01	はい、高浜発電所の赤嶺です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:05	今おっしゃられたように、放射線作業計画書には具体的な計画線量という具体的な数字を入れて、計画書の方を作成いただいて、それを
0:20:16	公法人管理課長が承認を得ると。
0:20:18	いう形をとらせて取っております。
0:20:27	規制庁オオツカです。少々お待ちください。
0:20:45	規制庁大塚です。具体的な計画線量について、もし差し支えなければ審査資料の方につきいしてください。
0:20:55	で、
0:20:56	前回のヒアリングでコメントした際は、どちらかという、今回追加いただいた使用済み樹脂計量タンクの保全、
0:21:06	についてではなくって、
0:21:10	通常の、
0:21:11	鮎処理作業に係る、
0:21:16	計画線量について、お聞きしていたんですけども、通常の
0:21:21	作業においても、放射線作業計画書というのは作成するのでしょうか。
0:21:27	説明をお願いします。
0:21:35	高松院長の垣見でございます。まず1点目、ご指摘いただいた、具体的な数値を差し支えなければ入れて欲しいというところなんですけれども、
0:21:46	こちらにつきましては、実際その作業をするにあたりまして衛藤計画作業開始前に、作業エリアの空間線量を安全に測定した上で、
0:21:56	計画被ばく線量を設定した上で被ばく管理するような手順としておりますので、現状とか、実際どれぐらいの線量になるかはわからないというところもありますので、
0:22:08	現状と数字を入れるのは鉄筋をすべて入れるのは難しいかなというふうに思ってるんですけども、
0:22:17	現実的には現実と機械で実際としては、
0:22:22	作業前に空間選挙を測定した上で計画被ばく線量というものを定める運用。
0:22:29	そうすることをしております。
0:22:33	2点目の質問なんですけれども衛藤。
0:22:38	逆に質問させていただきますが通常作業の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:45	計画線量を記載していただきたいというところなんですけれども、通常作業というところはすいませんどういったところ、作業をちょっと、
0:22:56	されているのかっていうところを、小越サトウご指摘いただけますでしょうか。
0:23:05	規制庁大塚です。今回、資料に追記いただいた26ページのものは、1年リョウサイクルに1回の外観点検等についての内容書かれてると思うんですけど、
0:23:19	そうではなくてこちらが強いたかったのは、
0:23:23	通常の使用済み樹脂軽量、
0:23:27	タンクを用いたその計量等の作業、
0:23:31	その際の計画線量になります。
0:23:58	すいません。衛藤高間君で少々お待ちください。
0:24:02	はい、承知しました。
0:24:38	高松院長の垣見でございます。衛藤。通常のこの地震のお計量です。
0:24:45	移送容器の移送に関するところの計画線量というところと認識いたしましたが、こちらに関しましてもですね、同様に、その作業を前に、実際のその環境作業エリアの
0:25:01	空間線量を測定して、計画被ばく線量を見積もってその上で、作業計画書を出しておそらく管理していくという形になりますのでこちらにつきましても、同様にちょっと今の現、
0:25:13	段階で具体的な線量とかを示し質問することは難しい状況でございます。以上です。
0:25:28	規制庁オオツカで承知しました。26ページの保全についても、普段の作業の壁の外での、
0:25:37	作業についても保安規定の112条の放射線業務従事者の線量管理に基づいて、計画せ線量を設定するという理解でよろしいでしょうか。
0:25:51	はい、規制庁キムラでございます。そのご認識で間違いございません。
0:25:58	規制庁大塚です。承知しました。ちなみに、実際に線量を測定してから設定するということなんですけど、
0:26:05	それぞれの作業についてどれくらいのオーダーの線量になるか。
0:26:11	今ご説明できますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:19	キムラでございます。今回の操作につきましては初めての作業になりますのでちょっと過去の実績が参考になるかどうかかわからないんですけども、
0:26:33	投函参考にですね一井安保の改修しパンクの点検工事、
0:26:41	資金で行ってございまして、その時の被ばく線量の実績から考えると、数2mSv程度の被ばくが、
0:26:56	考えられるかなというふうに考えております。ただ、実際の作業の線量に応じた被ばく線量となるというところになるかなというふうに思いますのであくまでも、
0:27:09	理事今、類似の林須藤タカハシさん、内部点検工事の値から、それと2mSv程度の被ばく。
0:27:20	になるかなというふうなところを考えております。以上です。
0:27:27	規制庁大塚です。承知しました。
0:27:31	この件に関しては以上で続いての確認、少々お待ちください。
0:27:39	衛藤規制庁ニシウチですけど、ちょっと追加でちょっと細かいところ幾つかだけ確認したいんですけど。
0:27:44	審査資料の24ページ、パウポの21ページ目ですけど、
0:27:52	と、
0:27:54	この①Dの樹脂軽量とかいろんなところで出てきますけども操作盤ってあるじゃないですか。
0:28:02	あ、ごめんなさい。見つけました。操作盤の場所がちょっとわかんなかったんでここに書いてません失礼しました。
0:28:09	あと操作盤によるって書いてないところ全部手動のラインナップって理解でいいんですよね。全部首藤って書いてもらってますもんね。
0:28:20	はい。高浜君でさようでございます。
0:28:23	承知しました。
0:28:26	あれですかね22ページ目、パウポの22ページ目と21ページで、これ階層が違うと思うんですけど、22ページ目の操作盤っていうのも21ページ目の操作盤。
0:28:37	で、操作をされると同じ操作盤を指しているって理解でいいですかね。
0:28:43	高浜赤嶺です。頭を21ページ目と22ページのそれぞれ絵と違う階層建屋になってございまして、衛藤3号炉側21ページ目の方は3

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	号なんですけれども、こちら図の真ん中にある操作盤というところで、操作いたします。
0:29:01	同様にムロイというか配置等津川 22 ページ目側ですけれども、こちらにつきましても図の右上側に操作盤というところがございますので、こちらは秘書室側の操作盤を用いて操作いたします。以上です。
0:29:16	すいません失礼しました。ちょっと見落としてました。
0:29:19	了解しましたで、あとは、
0:29:22	今この図で出てる範囲だけでもいいんですけど、この図で、21 ページ目と 22 ページ目出てる範囲ってこれ全部管理区域って理解でよかったですよね、念のための確認ですけど。
0:29:35	全庁決めです。はい。21 ページの 24 ページ目ともに、建屋内は管理区域を示しております。以上です。
0:29:44	規制庁西内です。了解しました。あと 1 点だけなんですけど、計量タンク、
0:29:51	藤磯容器の洗浄は、
0:29:54	と書いてもらっていて、
0:29:57	これ単純に確認したいだけなんですけど、移送配管あるじゃないですか。遮へい、タンクとかの遮へい裨益から出ていった先の移送配管。
0:30:06	移送配管のなかーとかって洗浄とかってこういう同じタイミングでしてるものなんですか。
0:30:14	はい。高浜副院長は勤務でございます。統計上、タンク、輸送容器の洗浄の際に同じく、赤井看護の水を流しますので、配管も同様に線という認識で問題ございません。以上です。
0:30:30	規制庁西内です了解しました。ちょっと具体的な洗浄のイメージだけ確認したいんですけど、今まさにおっしゃっていただいた配管にも水を流すっていうのは、
0:30:41	どこからどう水を流すイメージ、
0:30:44	で考えればいいんですかね。
0:30:52	高松乾でございます。ちょっとこの図に落とし込めてはいないんですけど、この赤い点線ラインは J C のラインを示しております、
0:31:06	衛藤、こちらあと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:10	輸送する際には水を張ったり、水で圧送したりしますのでこのラインに純水ライン、
0:31:19	接続されていると。
0:31:20	というような形になっております。
0:31:24	で、その純粋ラインの方から、
0:31:28	入れて配管なり担当なりを、
0:31:34	線量するということになります。
0:31:39	具体的にはですね、通し番号っていう 82 ページ、補足説明資料 1 の、
0:31:46	中にあります投資前後 82 ページのところにあるんですけども、
0:31:54	こちら確認いただくと純水ラインが急いおっきいなり計量タンクなり、あと系統に繋がっている様子が確認していただけるかなと。
0:32:05	ますので、こちらの
0:32:08	こっから純水を注入して洗浄する。
0:32:11	いうこと。
0:32:13	いう設計となっております。
0:32:16	以上です。
0:32:22	江藤規制庁ニシウチです。了解しますし、
0:32:26	と。
0:32:32	ちょっと画面でというか一緒に聞きたかったんですけど、
0:32:35	まさにそのタンクから移送する受樹脂貯蔵タンクから、受傷移送するときには、82 ページの上の第 3 図で言うところの、下の純水、だからタンクの手前から入ってくる純水で押し出して移送する感じになりますと、
0:32:53	で、
0:32:54	その上にある純水のもう 1 個のラインの方、タンクの外、タンクの後ろ側国井つながれているこのラインで、主に、
0:33:04	洗浄とかの用途に使うラインってことですよね。逆にこの邪推ないんでその洗浄以外に何か用とあるんですかね、もう洗浄用なんですかねこって。
0:33:17	はい。高松垣見でございます。米津委員。使用済み樹脂貯蔵タンクから使用済み樹脂計量タンクへ移送する際の、純水圧送でも、使用いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:35	規制庁西内ですけど、今おっしゃった純粹っていうのはこの 82 ページの第 3 図で言うところの、
0:33:43	一番下に書かれてる純水のタンクの前から入ってくる水のライン、
0:33:48	のことではなくて、そのもう 1 個タンクの後にはい、後、後ろ側に、
0:33:54	繋がる純水が下から二つ目のところにあるじゃないですか。そっち側も
0:34:00	使うっちゃう理解でいいんですかね。
0:34:07	はい、高松です。はい。衛藤。失礼いたしました。
0:34:12	ご認識の通り基本的に純粹、この上の方にある純粹ラインというものは線上に主に用いるラインでございます。細かい運用を申しますと、計量タンクから
0:34:25	移送容器にそうする際の、
0:34:29	移送する際に、
0:34:31	逆流しないように少し流しながらというような運用をとったりする場合もございますが、
0:34:37	基本的に多くは、純粹による線量ラインとして設けているラインでございます。以上です。
0:34:45	規制庁西内です。了解しました。
0:34:56	了解しましたで、最終的に、
0:34:59	受洗浄するときに使った水はどこに行くかっていうと、
0:35:06	これはあれですかねまたこの図だと表現できてない感じなんですけどドレンラインとかに繋がっていくイメージでいいんですかね。
0:35:18	この文章でございます。こちらに記載されている機器ドレンタンクのほうに、本当は水が落ちていく流れになります。衛藤 安保。
0:35:32	この 82 ページの資料には、ちょっとそこまではちょっと記載されてはおりませんが、実際は首と連絡の方に水が落ちる設計となっております。
0:35:43	規制庁西内です。了解しました。衛藤。
0:35:49	了解しましてありがとうございます。パワポの方の参考の方なんですけど、
0:35:53	ちょっとよければタンクと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:56	の洗浄のところに移送配管も含むとかっていう形で記載わかるように書いといていただければなというのが1点だけお願いします。
0:36:08	はい、高松久米所長いたしました。
0:36:12	はい。ありがとうございますあともう1点だけなんですけどさっきのやりとりの中の23ページ目の方。
0:36:17	保全についてっていう参考で書いてもらってますけど、さっき大塚が言ったようなことがわかるように、保全というかどちらかという放射線作業計画の方の被ばく管理の観点でお聞きしたもので、
0:36:32	保全の保全の話と、あとはそまそまの樹脂槽野瀬のときの話と、両方ともわかるような形でちょっとまとめて書いてもらえればなとは思っています。
0:36:42	で、その際なんですけど、オオツカの方からも確認してもらったように112条に基づくものであれば、保安規定の何条に基づくものっていうような形、そういったひもづけがわかるように書いといてもらえればと思うんですけどお願いしてもいいですか。
0:36:56	はい。戦車船承知いたしました。右肩23ページ目の方に、磯野沙優、磯サノさんに基づく、その1操作の際の、被ばく線量管理の話。
0:37:10	それがこの規程112条に基づいて行われるものであるということを追記図面承知いたしました。
0:37:17	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。あとは12号の実績もかけるのであれば書いといていただければと思います。今のところで私からは以上です。
0:37:34	すいません規制庁の奥でございます。一点ご質問よろしいでしょうか。
0:37:40	はい、どうぞ。
0:37:42	ありがとうございます。純水を使ったタンク及び配管の洗浄ですけどもこれはどういったタイミングで行われるものなんでしょうか。
0:37:54	高間天翔君でございます。
0:37:57	当線量については一層の都度を行う予定としております。具体的には右方21ページ目の方に、②の方で記載させていただいております通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:10	樹脂の方を輸送容器の方に移送した後、上門丹栗栖及びそれぞれ洗浄するというような工程となっております、
0:38:21	ぜひの理想ごとにそれぞれ線量が実施される、実施するというようにしております。以上です。
0:38:29	はい。ありがとうございます規制庁の奥でございます。具体的には何ヶ月に1回とかそのスパンと考えてよろしいでしょうか。
0:38:40	高浜先生の方でございます。実際のその地震の理想のスケジュールによるところがございます。その次のスケジュールに関しましては、今後計画を策定していくものと、
0:38:55	となっております以上です。
0:38:58	規制庁の奥でございます。了解しましたありがとうございます。
0:39:05	規制庁大塚です。私からもう1点
0:39:09	確認事項があります。保安規定の、
0:39:14	第5条の保安に関する職務の方で、第1発電室長と第二発電室長を総称して発電室長ということを定義されていて、
0:39:25	それ以降の規定について、
0:39:28	第100条の2、
0:39:31	についても発電室長の表記で業務内容を記載。
0:39:34	していますけども、現行の保安規定では、5条の方に、第1発電室長が12号炉、第2発電室長が34号炉に係る
0:39:45	業務を行うことが明記されてますので、それ以降の規定についても、どちらの
0:39:52	室長の方が対応するのかは、明確になってると思います。
0:39:58	一方で今回の変更で、廃樹脂処理装置他を、1234号炉共用とすることで、発電室長の表記、
0:40:10	では、共用設備に係る
0:40:13	業務内容、
0:40:17	発電室長で、
0:40:19	記載してしまうと、一見どちらの室長の業務内容なのか、不明確だと思われるんですけども、
0:40:26	共有設備に係る
0:40:29	各業務について、
0:40:31	第1発電室長と第二発電室長の業務分担、
0:40:36	についてご説明いただきたいんですけど。
0:40:39	主にお聞きしたいのが、102条、100条の2の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:45	ところ第1項の(3)の、今回追記された部分について
0:40:51	確認したいんですけども、
0:40:55	今回追記された部分で、上からちょっと確認。
0:41:00	したいんですけど、まず、
0:41:06	1行目の最後の方から放射線管理課長及び、
0:41:11	発電室長が構内運搬により、
0:41:14	廃樹脂処理装置または、
0:41:16	廃樹脂貯蔵タンクに移送とありますけど、
0:41:20	この作業について、
0:41:22	出野、発電室長という表記は、どちらの室長を指していますでしょうか。
0:41:28	説明をお願いします。
0:41:41	高浜発電所含むでございます。こちらの今、
0:41:49	おっしゃっていただいた発電室長につきましては、第1発電室長代理発電室長ともに当てはまる形になります。
0:41:57	具体的にはですね右肩3ページ目の資料でご説明させていただきますけれども、
0:42:06	香港で言います脱塩と使用済み武将を相手1人増で処理する場合は、コーナー基盤、
0:42:16	おりますけれども、まず、34号の使用済み樹脂、
0:42:22	貯蔵タンクから今日タンクを介して輸送容器まで移送する作業につきましては3号炉側で行われますので社内に発電室長。
0:42:33	ここが行うことになります。
0:42:37	続いて、配慮書ゾウシツ側に登用運搬費カトウを廃処理装置、または借主所蔵タンク、
0:42:46	いわゆる塩を移送する際はこちら第1発電室長があすこさせることになります。
0:42:55	ここで先ほどの会社ゾウシツが1234号共用になるため不明確になるというようなお話もありましたが、オフィスにおける操作におきましては、これまで12号炉共用設備であったことから、
0:43:13	近傍設備として、第1発電室長が行っておりました。そういう従来の物産もあって、秘書室が123号炉共用に
0:43:24	なった友田磯辺室長の方に、はい、どうぞ室側での作業を、操作については実施して、
0:43:32	もらうことになるというふうにしております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:53	規制庁大塚です。承知しました。
0:43:57	すいません保安規定上、
0:43:59	本規定のを追記された部分でいうと、
0:44:06	今回3ヶ所発電室長という言葉を使っていて、
0:44:11	一つ目の、
0:44:13	構内運搬に関しては、両方の室長を回答して、
0:44:18	移送した後、発電室長が処理してあるんですけど、この処理Cについては、
0:44:25	どちらの室長を伺いとしますでしょうか。
0:44:32	高浜発電所はキムラです。衛藤。こちら、発電室長が処理し、発電所教授に関しましては第1発電室長の方が該当いたします。
0:44:43	こちらはですね右肩4ページ目の本当に図で記載させていただいております通り、
0:44:52	保安規定の追加
0:44:55	社印内容を、①から④という形で、文章を始めさせていただいておりますけれども、それを改良する部分というものを、左側の図に点線で示させていただいております。
0:45:06	基本的にはその3号炉側の方で操作するものに関しては第2発電室長。
0:45:13	会議所ゾウシツ配慮処理建屋側で操作するものに関しては第1発電室長が操作するものというふうに理解していただければ結構かというと考えております。以上です。
0:45:30	規制庁大塚です。承知しました。
0:45:33	第2発電室長が対応するのは、構内移送を行う。
0:45:39	で、
0:45:41	12号側に移送容器を設置するところまでが担当で、それ以降の作業は、
0:45:47	衛藤。
0:45:50	第1発電室長が対応するという理解でよろしかったでしょうか。
0:45:59	端末商品名でございます。
0:46:02	すいません先ほど私もちょっと説明がおるかあったところがあったんですけども、構内移送に関しましては放射線管理課長の方が実施することになります。
0:46:15	こちらに関しましては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:19	本件の本部長についてさせていただいてる放射線管理課長及びというところに関しましては、このナイトウにつきましては放射線管理課長がやるというところであるんですけども、
0:46:30	発電所長の職務としましては、記載しております通り、それぞれの号炉の運転に関する業務を行うのが発信室長になっておりますので、
0:46:42	それぞれのホールの運転操作に関しては柘植室長。
0:46:45	今回の輸送の場合でいえば、この走行を構内移送につきましては放射線管理課長が実施すると、いうふうに整理しております以上です。
0:47:08	規制庁大塚です少々お待ちください。
0:47:17	規制庁大塚です。お待たせしました。まず確認したいのが、
0:47:22	1年後で発生した排除者に関しては、保安規定100条の2の1項を(2)で規定していて、
0:47:31	と。
0:47:32	(3)については、34号で発生した。
0:47:36	廃樹脂について規定しているという理解でよろしいでしょうか。
0:47:43	大浜発電所の八名でございます。はい。その認識で間違いございません。
0:47:56	そうすると(3)の規定は、34号から12号に、
0:48:02	排除しよう移送。
0:48:04	する内容が含まれてる規定になると思うんですけど。
0:48:08	そう考えた時に先ほどのご説明で、今回追記された部分の一番最初に出てくる発電室長という記載で、
0:48:17	構内運搬により、廃樹脂処理装置または、
0:48:21	廃樹脂貯蔵タンクに移送という記載について先ほど、
0:48:26	第1と第2両方の、
0:48:30	上が該当するというふうにこちら受け取ったんですけど、
0:48:35	その両方というのは第1と第2、
0:48:39	の室長両方という、
0:48:42	意味でよろしかったでしょうか。
0:48:47	羽田発電所は久米です。第1第2、両方の発電室を含むという理解で間違いございません。
0:48:59	すいませんちょっともう一度、
0:49:02	同じことをお答えいただくかもしれないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:05	第2室長については、
0:49:12	この発電室長の表記に該当することが、
0:49:15	理解できるんですけど。
0:49:17	第一室長については、
0:49:19	どの部分が該当するんでしょうか。
0:49:22	説明をお願いします。
0:49:29	はい。高浜発電所の元でございます。藤。
0:49:32	第1発電室長が該当する部分につきましては、右肩4ページ目の
	パワーポイント資料に載ってる図で説明させていただきますと、
0:49:47	運搬車両で、移送容器を入る人同室に、
0:49:53	据えつけて、その据えつけた移送容器から入る人増タンクないし
	配慮処理装置の方へ移送する操作、
0:50:04	これ以降発電室長が行う、第1発電所行う作業。
0:50:10	病院の方に、
0:50:15	結論を申しますと、
0:50:17	粒子辞書ゾウシツに据えつけられた移送容器から、肺臓段階で処
	理装置へ移送する作業。
0:50:28	につきまして第1発電室長が実施することになります。
0:50:32	以上です。
0:50:50	規制庁大塚です。
0:50:52	該当の箇所については理解しました。
0:50:57	ちょっとわかりにくかったのが、構内運搬により、
0:51:02	廃樹脂処理装置またはファイルし貯蔵タンクに移送するという表現
	になっていて、
0:51:11	12号の建屋内の、
0:51:17	4ページの図だと、移送容器っていうふうに表記してある。
0:51:22	ところまで、
0:51:24	車両で運搬して、
0:51:28	そこからタンクや処理装置の方に、
0:51:33	移送する部分が、
0:51:39	第1発電室長の業務。
0:51:41	あと、今認識したんですけど、その部分については、
0:51:46	構内運搬に該当するんでしょうか。
0:51:54	ちょっと表記だけ見ると何か構内運搬に該当するような書き方にな
	っていたのでちょっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:00	なかなか理解できなかった。
0:52:16	加納先生の垣見でございます。
0:52:18	藤。
0:52:21	と記載の解釈の話なのかもしれませんが、ここで言う放射線管理課長及び発電室長が構内運搬によりという、
0:52:31	屋内運搬というところに関しましては、こちらのA棟、
0:52:36	具体的には、この図2-3に今後の使用済み樹脂貯蔵タンクから、石井伊井処理建屋側の入り1人装置まで、
0:52:47	の輸送に関する内容をすべて含めてこの一般というような規格にさせていただいております。
0:52:56	構内運搬におきまして、そういった各番号の代わり喪失側の運転操作が必要でありますので、その構内に付随する作業、
0:53:10	として分市長が及び、次、江藤十河及び最終処理津川で操作することになりますので、構内運搬に付随した運転操作につきましても、こういう形で
0:53:27	変更案につきまして、記載させていただいております。以上です。
0:53:36	規制庁大塚です。承知しました。
0:53:40	で、すいません追記された保安規定に追記された部分で二つ目の、発電室長の部分、移送した後発電室長が処理してというのは、先ほどお聞きした通り、
0:53:52	第1発電室長の業務、
0:53:54	ということで、最後の三つ目の発電所の部分ですね。
0:53:59	発生した廃液は、発電室長が、
0:54:02	液体廃棄物処理設備で処理。
0:54:06	ていうところに関しては、念のため確認なんですけどここは、
0:54:12	第発電室長。
0:54:13	が該当するという事でよろしかったですか。
0:54:18	赤松先生はキムラです。さようでございます。こちらの最後の三つ目の外すつきましても第1発電室長が該当するという認識で間違いございません。以上です。
0:54:31	規制庁大塚です。少々お待ちください。
0:56:05	規制庁オオツカです渡しました。
0:56:09	先ほど、ご確認、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:11	した点なんですけども、今回追記された部分のそれぞれの発電室長。
0:56:17	が、どちらの必要、
0:56:20	該当するのかそれとも両方の必要該当するのかという点について、
0:56:25	パワーポイントの
0:56:27	右肩3ページ、または4ページの方に、
0:56:32	わかるようにですね、追加していただいてもよろしいでしょうか。
0:56:42	浅沼発電所は久米です。承知いたしました発電室長という表記が、こちらの発電所を指すのかというところをわかりやすいように、
0:56:52	資料に反映するというのをさせていただきます。
0:57:01	規制庁大塚です。お願いします。私の確認は以上になります。
0:57:08	はい、江藤規制庁ニシウチですけども、ほかに規制庁側から、現時点で確認事項追加で何かありますか。
0:57:17	奥田医長何かありますでしょうか。よろしいですか。
0:57:20	はい。特にございません。大丈夫です。はい。ありがとうございます。
0:57:24	私からも現時点では特段追加がありませんので、まずはここまで今日確認させていただいた事項またあの審査資料に反映する事項あると思いますのでまずはその反映を引き続きお願いできればと思います。
0:57:38	衛藤。
0:57:39	ここDの今日の確認事項について関西電力の方からちょっと共通認識が取れてるかだけ確認させていただきたいのでちょっと発話をお願いしてもいいですか。
0:57:58	関西電力事業本部の西川と申します。
0:58:04	先ほどご指摘いただきました事項について認識合わせでご回答させていただきます。
0:58:11	まずですね、先ほど辻田共同
0:58:15	ちょうだいしましたコメントのパワーポイントの3ページ、4ページの廃樹脂処理装置他の共用化の資料において、どちらの室長、
0:58:26	第1発電室長代理発電室長を指すのかを明確にするというところが1点。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:32	もう1点が、パワーポイントの23ページ。
0:58:37	右肩23ページのところの採取、
0:58:41	計量タンクの保全についてっていうところの記載のところにおいて、
0:58:45	移送の操作と、
0:58:50	通常の移送サトウ樹脂の計量タンクの作業時の計画線量を、値に関して、それぞれ明記すると。
0:58:59	加えて、保安規定第112条に基づくことをお聞きたいと。
0:59:04	12号の実績について保安になれば半いただきたいというコメント。
0:59:09	のを2点のように認識してございます。
0:59:15	規制庁ニシウチです少々お待ちください。
0:59:24	規制庁西内です。承知しました特に共通認識ぶれてないと思いますので、
0:59:30	今後のスケジュールですけども、今発言いただいたような内容を、資料の方に反映をいただくというのがまず最初かなと思いますけども、
0:59:41	また一、二週間後ぐらいに、必要に応じてヒアリング実施できればと思いますので、
0:59:49	来週ぐらいですかね、また資料の提出をお願いできればと思いますけどもそんなイメージでよろしいでしょうか。
0:59:57	はい。関西弁事業本部西川です。認識。
1:00:01	問題ございません。
1:00:03	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
1:00:08	藤で一応本件の審査会合9月くらい9月最初の方くらいに予定できればなと思っていますのでそこに向けて引き続き事実確認を進めていきたいと思っておりますよろしく申し上げます。
1:00:20	じゃあ全体スケジュールと全体含めて規制庁側から何か本庁がまずありますかよろしいですか。衛藤奥田医長何か全体としてありますかよろしいですか。
1:00:29	はい。特に追加確認事項等ございません。はい。
1:00:33	はい。関西電力は全体通して何かありますでしょうか。
1:00:39	はい。特にございません。
1:00:41	はい。規制庁西内ですそれでは今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思っておりますありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。